

# 平成25年度 市民税・県民税

市では、市民の皆さんが豊かで健康な暮らしができるよう、広い範囲にわたりいろいろな仕事をしています。その資金は税金であり、皆さんのそれぞれの収入などに応じて納付いただいています。その税金のひとつに住民税があります。この住民税とは、市民税と県民税を合わせたものをいいます。

個人の住民税は、税金を負担する能力のある方が均等の額で負担する均等割、その人の所得金額に応じて負担する所得割の2つから構成され、その年の1月1日現在に住んでいる市町村で前年中の所得に基づき課税されることになっています。

問 課税課(☎826-1111 内線2232)

## ■市民税・県民税を納める方

平成25年1月1日現在

- ◎市内に居住し、24年中に一定以上の所得のあった方
- ◎市内に居住していないが、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方(均等割のみ)

## ■市民税・県民税が課税されない方

【均等割も所得割もかからない方】

- ◎24年中に所得のなかった方
- ◎生活保護法による生活扶助を受けている方
- ◎障害者、未成年者、寡婦(寡夫)で24年中の合計所得金額が125万円以下の方
- ◎24年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方  
32万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+18万9千円  
※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、18万9千円を加算します。

【所得割がかからない方】

- ◎24年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方  
35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+32万円  
※控除対象配偶者や扶養親族がいる場合のみ、32万円を加算します。

## ■納める方法

市民税・県民税を納める方法には、主に次の方法があります。

●納税通知書で納める方法(普通徴収)…事業所得者など

※市から個人あてに直接送付する納税通知書(6月14日(金)に発送)により、年税額を平成25年6月、8月、10月、26年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。

●勤務先で給与から差し引いて納める方法(特別徴収)…給与所得者

※年税額を平成25年6月から26年5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納めていただきます。

●公的年金から差し引いて納める方法(特別徴収)…公的年金受給者

※年税額を平成25年4月から26年2月までの6回に分けて、年金から差し引いて納めていただきます。



## 税額の計算方法

課税総所得金額  
(所得金額-所得控除額①)

×

税率10%②

=

所得割額

所得割額

-

税額控除③

+

均等割額④

=

年税額

### ①所得控除の種類／

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

### ②税率／市民税…6%、県民税…4%

③税額控除／調整控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除額および株式等譲渡所得割額控除額、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除

※市・県民税には、政党等寄付金特別控除などの制度はありません。

④均等割額／市民税…3000円、県民税…2000円

※県民税の中には、森林湖沼環境税が含まれています。

土地・建物などの分離譲渡所得は、計算方法が異なります。税率などについて細かく規定されていますので、詳しくは、お問い合わせください。

## 公的年金からの市民税・県民税の引き落とし(特別徴収)

平成21年10月支給の年金から市・県民税の特別徴収(以下「年金特徴」)が開始されました。年金特徴とは、市・県民税のうち、公的年金にかかる市・県民税額を年金から差し引いて納めていただく制度です。

※年金特徴は、徴収方法が変更になるだけで、市・県民税の税額が変更になる制度ではありません。

### ●対象となる方

市・県民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金の支払いを受けた方で、当該年度の初日(4月1日)に老齢等年金給付(老齢または退職を支給事由とする年金)の支払いを受けている65歳以上(昭和23年4月2日以前の生まれ)の方。

ただし、年金の収入金額などにより対象にならない場合もあります。

※ご自身が対象になっているかは、6月中旬にお送りする税額決定兼納税通知書でご確認ください。

### ●徴収方法

【新たに特別徴収になる方】

徴収方法	自分で納付(普通徴収)		年金からの引き落とし(特別徴収)		
年度	前半		後半		
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の2分の1		年税額の2分の1		
	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

【前年度から引き続き特別徴収の方】

徴収方法	年金からの引き落とし(特別徴収)					
年度	前半(仮徴収)			後半(本徴収)		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度後半の額			年税額と年度前半(仮徴収)分の差額		
	25年の2月と同じ額	25年の2月と同じ額	25年の2月と同じ額	25年度住民税額の残りの3分の1	25年度住民税額の残りの3分の1	25年度住民税額の残りの3分の1

## 平成25年度の主な留意点

### ●生命保険料控除の改組について

現行の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加え、介護・医療保険を対象とした契約の支払保険料について、「介護医療保険料控除」が新設されました。

また、控除額の計算式につきましても、保険契約の締結時期により下記のとおり変更となります。

	支払った保険料	控除額		支払った保険料	控除額
新 契 約	12,000円以下	支払額全額	旧 契 約	15,000円以下	支払額全額
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円		15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円		40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
	56,001円以上	28,000円		70,001円以上	35,000円

※新契約：平成24年1月1日以後に契約した保険契約

旧契約：平成23年12月31日以前に締結した保険契約など

※生命保険料控除額は、それぞれ上記の算式により計算した控除の合計額(限度額70,000円)

生命保険料控除額＝「一般生命保険料控除額」+「個人年金保険料控除額」+「介護保険料控除額」

※一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記の算定により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

一般生命保険料控除額＝「新契約生命保険料控除額」+「旧契約生命保険料控除額」

個人年金保険料控除額＝「新契約個人年金保険料控除額」+「旧契約個人年金保険料控除額」